

佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会とは

【名 称】 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会

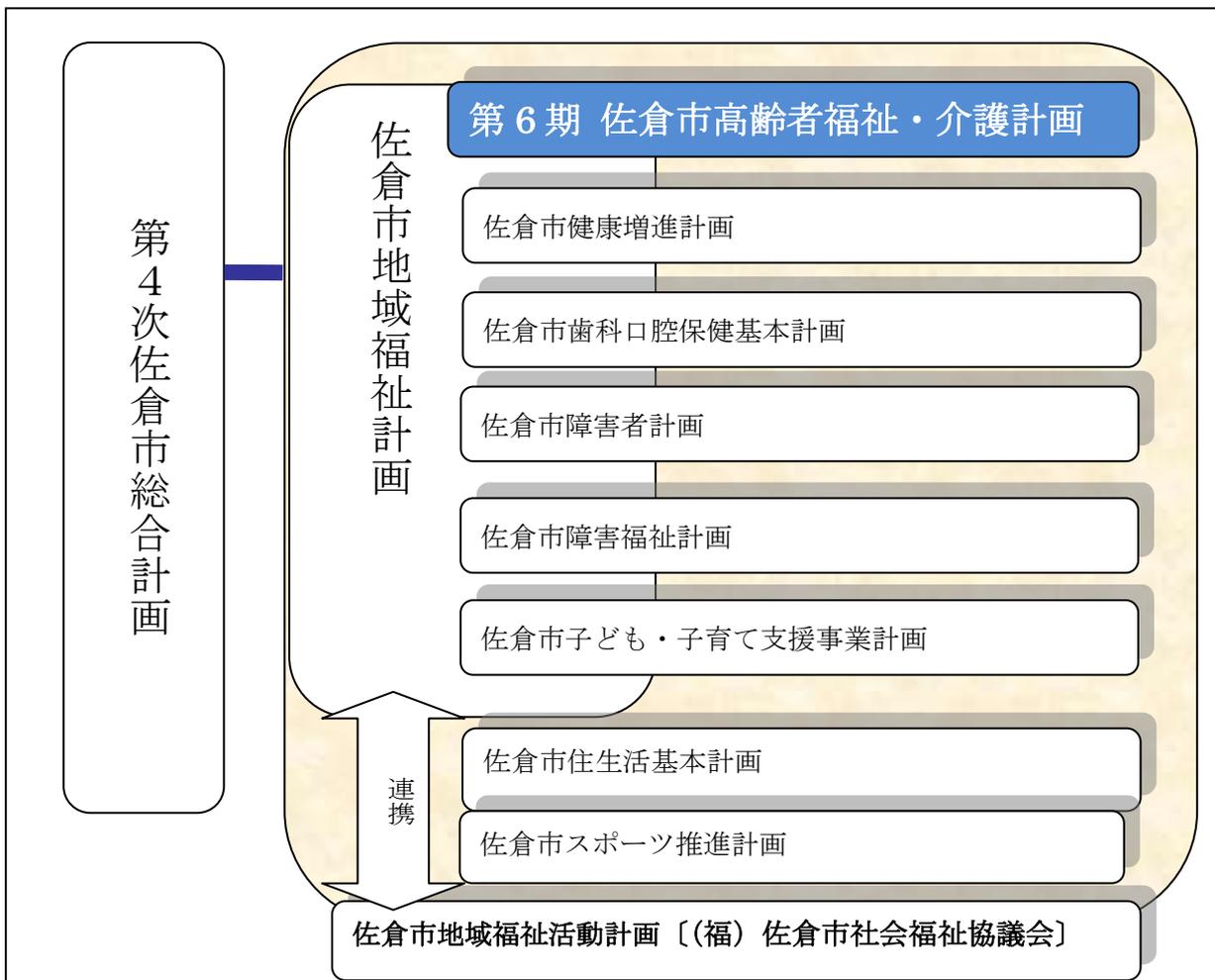
【目 的】

・平成 27 年 3 月に策定した第 6 期佐倉市高齢者福祉・介護計画に基づく施策や事業の推進にあたり、効果的な運用を期するために設置する組織となります。

【佐倉市高齢者福祉・介護計画の位置づけ】

佐倉市高齢者福祉・介護計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として位置づけられています。

【第 6 期計画の位置づけ】



『第 3 期～第 7 期（予定）計画の計画期間』

計画名	平成（年度）															
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
第 3 期佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画	←→															
第 4 期佐倉市高齢者福祉・介護計画				←→												
第 5 期佐倉市高齢者福祉・介護計画							←→									
第 6 期佐倉市高齢者福祉・介護計画									←→							
第 7 期佐倉市高齢者福祉・介護計画(予定)												△	←→			△

△見直し期間

【経 過】

・平成12年に佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画推進委員会設置要綱に基づき「佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画推進委員会」を設置し、これまで同委員会を継続的に運営してきました。

その後、平成18年3月末の委員の任期満了に伴い、「佐倉市附属機関等の設置及び運営に関する要綱を踏まえて、当該設置要綱を改正し、平成19年4月1日付けで「佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画推進懇話会設置要綱」を施行いたしました。

また、第3期計画（平成18年度～平成20年度）までにおいては、老人保健法に基づく「市町村老人保健計画」、老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」、介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」の3法に基づいた計画となっておりましたが、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、平成20年4月に同法施行後、「市町村老人保健計画」が法定計画でなくなったことから、第4期計画（平成21年度～平成23年度）より、名称を「佐倉市高齢者福祉・介護計画」と変更し、現在に至っております。

【職 務】

- (1) 高齢者計画の策定及び変更に関して意見を述べること。
- (2) 高齢者計画に関する事業の進行管理及び点検評価に際して意見を述べること。
- (3) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関して意見を述べること。
〔地域包括支援センター運営協議会としての機能（3～4頁参照）〕
- (4) 地域密着型介護サービス費の支給について意見を述べること。
- (5) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関して意見を述べること。
〔地域密着型サービス運営委員会としての機能（5～6頁参照）〕
- (6) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準に関して意見を述べること。
- (7) 高齢者計画による施設の整備に当たり、施設の設置及び運営の主体として適当と認められる事業者を選考し、市長に報告すること。
- (8) 介護保険法第115条の48の規定による支援体制に関する検討をすること。
- (9) その他高齢者計画に必要なこと。

【組 織】

1. 14人以内
2. ①医師、②歯科医師、③社会福祉協議会、④民生委員・児童委員、⑤ボランティア団体、⑥高齢者クラブ、⑦施設介護サービス事業者、⑧在宅介護サービス事業者、⑨公募市民5名⑩学識経験者で構成。
3. 会長1名・副会長1名（委員の互選による）、委員12名以内で構成し、会長は会議の議長を務め、副会長は会長補佐及び会長代理。

【任 期】

- ・平成28年4月（予定）から平成31年3月末までの3年間（再任は1回のみ）

【会 議】

- ・1年に3～4回程度開催の予定。
- ・原則会議は公開としますが、【職務】に記載したもののうち、特定の個人及び法人の情報に関して公開しないことが適当と認める場合は、非公開とします。

【検討会】

- ・上記【職務】の細部について調整等を行うため、検討会を開催する場合があります。検討会は懸案事項に応じて、下記組織の構成員となります。
①高齢者福祉検討会 ②介護保険検討会 ③事業者選考検討会 ④認知症対策検討会

【事務局】

- ・高齢者福祉課が担当

■地域包括支援センター運営協議会について

◆地域包括支援センターとは？

平成18年4月施行の改正介護保険法で、新たに設置されることになったもので、高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活ができるように支援をおこなう機関です。ここでは保健師、看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなど、専門3職種が連携し、高齢者の介護予防ケアマネジメントを行うほか、高齢者の虐待対応、権利や財産を守る成年後見制度の利用支援を行います。

主な業務内容は、①介護予防ケアマネジメント②権利擁護、高齢者虐待の防止③総合相談支援④包括的・継続的ケアマネジメント支援となります。

①介護予防ケアマネジメント

保健師などが、要介護認定において要支援1、2と認定された方を対象として、介護予防ケアプランを作成します。また、プラン作成後、一定期間後にプランの評価を行い、見直しが必要な場合は、より利用者に合ったプランに作り直すなどのマネジメントも行います。

②権利擁護、高齢者虐待の防止

社会福祉士が中心となり、高齢者の人権や財産を守る権利擁護や虐待防止の拠点として、成年後見制度の活用支援や虐待の早期発見・防止を進めます。

③総合相談支援

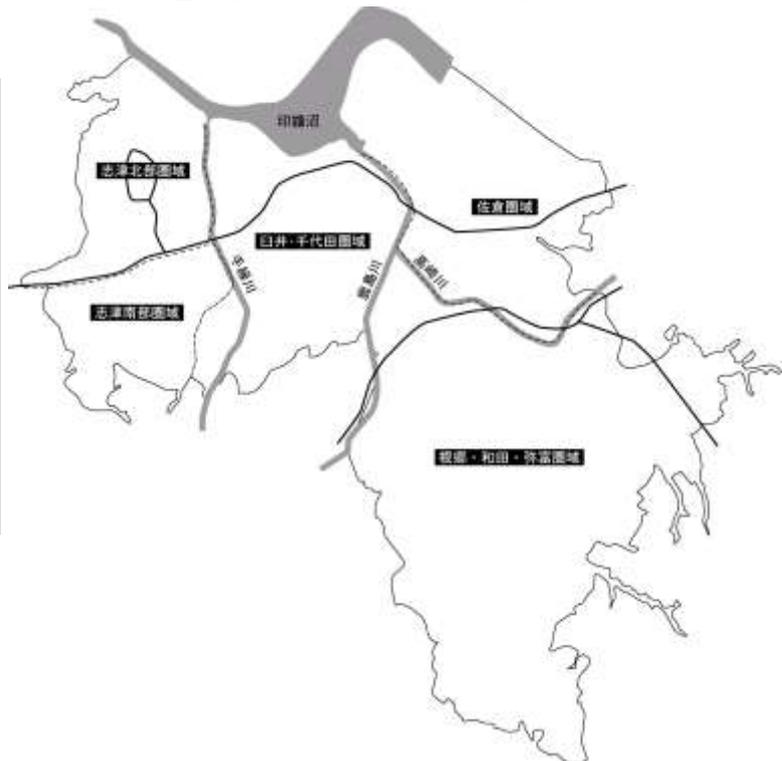
社会福祉士が中心となり、高齢者やその家族、地域の方々などからの相談について、様々な制度や地域資源を活用し、総合的に対応します。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援

主任ケアマネジャーが中心となり、高齢者にとって必要なサービスが総合的にとぎれることなく提供されるように、ケアマネジャーとの連携体制を整えたり、指導・支援を行います。また、様々な関係機関とのネットワーク強化を図ります。

※佐倉市においては、地域包括支援センターを平成20年度まで市役所内に1箇所設置していましたが、平成21年度より、地元地域の身近な場所で相談ができるよう、日常生活圏域ごとに市内5ヶ所で開設（民間法人に運営委託）いたしました。

地域包括支援センター名称 (日常生活圏域)
佐倉地域包括支援センター (佐倉圏域)
南部地域包括支援センター (根郷・和田・弥富圏域)
白井・千代田地域包括支援センター (白井・千代田圏域)
志津北部地域包括支援センター (志津北部圏域)
志津南部地域包括支援センター (志津南部圏域)



◆地域包括支援センター運営協議会とは？

(1) 設置

○佐倉市では、設置している地域包括支援センターの公正・中立性の確保、その他地域包括支援センターの円滑適正な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会を設置しております。

(参考) 介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 4 号

地域包括支援センターは、当該市町村の**地域包括支援センター運営協議会**(指定居宅サービス事業者等(法第 22 条第 3 項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。)又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

(2) 審議事項等

○地域包括支援センターの設置及び運営等に関する次の事項について、ご意見等を述べていただくことになります。

- ①地域包括支援センターの設置・変更など(地域包括支援センターの業務の委託先法人の選定・変更を含む)
- ②地域包括支援センターの業務の委託先法人の予防給付に係る事業の実施
- ③地域包括支援センターが担当する日常生活圏域の設定
- ④介護予防支援事業の一部(介護予防ケアプラン作成等)の外部委託
- ⑤地域包括支援センターの運営(計画・実績)に関すること
- ⑥その他、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

■地域密着型サービス運営委員会について

◆地域密着型サービス（介護施設）とは？

平成 18 年 4 月施行の改正介護保険法で新たに位置づけられたもので、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、創設されたサービス体系のことです。

具体的には、以下のサービスとなりますが、佐倉市においては、未整備のサービス（施設）もあり、整備に向けて取り組んでいるところです。介護保険の事業者指定は、これまで千葉県が指定・監督を行っていましたが、地域密着型サービスについては、事業者指定とともに、指導・監督についても佐倉市が行うこととなります。なお、原則として当該サービスの利用者は、佐倉市民のみに限られます。

No.	地域密着型サービス（9種類）	サービスの概要
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中と夜間を通じた複数回の定期訪問と随時の対応で、介護と看護を一体的に提供します。
2	夜間対応型訪問介護	24 時間安心して在宅生活を送れるよう、定期巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。
3	認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に、施設への通所によるサービスを提供します。
4	小規模多機能型居宅介護	利用者は少人数の登録制で（登録定員は最大 29 人まで）、日中の「通い」サービスを中心に、利用者の状態や希望に応じて、1つの事業所が「訪問」や「泊まり」サービスも提供します。
5	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の方が家庭的な環境で少人数による共同生活をし、食事や入浴などの介護や機能訓練を受けることができます。
6	地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどの特定施設のうち、入居定員が 29 人以下の小規模な介護専用型特定施設のことで、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けることができます。
7	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員が 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームで食事や排泄などの介助や日常生活上の世話などを受けることができます。
8	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）※現在佐倉市に置いては未整備	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるサービスを提供します。
9	地域密着型通所介護※平成 28 年 4 月に県から移管	通所介護（デイサービス）のうち、定員が 19 名未満の小規模なサービスです。
No.	地域密着型介護予防サービス（3種類）	サービスの概要
1	介護予防認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に、施設への通所によるサービスを提供します。
2	介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の方が家庭的な環境で少人数による共同生活をし、食事や入浴などの介護や機能訓練を受けることができます。 *要支援 1 の方は利用できません。
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者は少人数の登録制で（登録定員は最大 29 人まで）、日中の「通い」サービスを中心に、利用者の状態や希望に応じて、1つの事業所が「訪問」や「泊まり」サービスも提供します。

◆地域密着型サービス運営委員会とは？

(1) 設置

○佐倉市では、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に際する意見等をいただく場として、地域密着型サービス等の運営に関する委員会を設置しております。

(参考) 介護保険法上における地域密着型サービス運営委員会の位置づけ

・法第42条の2第5項

市町村は、前項の当該市町村における地域密着型介護サービス費の額を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

・法第78条の2第7項

市町村長は、第42条の2第1項本文の指定を行おうとするとき又は前項第4号の規定により同条第1項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

・法第78条の4第6項

市町村は、前項の当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

(2) 審議事項等

○地域密着型サービス事業所の指定等に関する次の事項について、ご意見等を述べていただくこととなります。

①地域密着型サービス事業所等の指定

②市独自の指定基準及び介護報酬の設定

③その他、地域密着型サービス事業所等の指定・指導等に関して必要であると判断した事項